

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

1 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 大月市簡易水道特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和33年7月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	大月市	職員数 (H22. 4. 1現在)	5
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	49 (21 年度)	財政力指数	0.708 (22 年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	(年度)	財政力指数 (臨財債振替前)	(年度)
経常収支比率 (%)	86.8 (21 年度)	実質公債費比率 (%)	14.8 (22 年度)
		将来負担比率 (%)	222.0 (21 年度)

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村：]

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	大月市簡易水道事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度～26年度
計画策定責任者	大月市長 石井由己雄
既存計画との関係	大月市第6次総合計画（平成19年度～平成28年度）
公表の方法等	大月市ホームページにて公表及び市議会定例会において説明(平成23年3月予定)
基本方針	簡易水道は、住民の生活を支える上で重要な施設であり、安全でかつ安定的な供給を図る必要があり、これまで、老朽化施設の統合整備事業及び水道未普及地域の解消事業を推進し、地域住民の生活環境の向上に努め、その財源として企業債の借入を行ってきた。よって、経営に当たっては、経費の削減、経営の合理化を推進、営業収益の根幹をなす水道料金の見直しを実施するとともに、将来にわたる経営の安定化に最善の努力をする。そのため、合理的、効率的な経営改善に取り組み、簡易水道事業の安定的な運営が図られるよう、健全経営の維持に努めるものとする。

II 財務状況の分析

区 分	内 容														
財務上の特徴	<p>本市の簡易水道施設は、現在19施設あり、地域がそれぞれ点在している水道施設の維持管理を行い事業運営している。平成21年度には、2つの簡易水道の施設整備事業（水道未普及解消事業及び統合整備事業）が完了したところである。</p> <p>現状の施設を維持していくことを前提とした場合、元利償還金は、平成17年度30,713千円に対し平成26年度57,135千円（26,422千円の増）であるが、平成27年度は58,381千円で、平成28年度（51,555千円）からほぼ横ばい状態となる。維持管理経費については、適正な維持管理に努め、本年度47,067千円で平成23年度以降は経費節減により減少していく見込みである。また、料金収入については、現行料金水準では維持できない状況と思われる。適切な事業運営を行うため、今後料金改定の実施を念頭に、安定的な運営が図られるよう健全経営に努めるところである。</p> <p>一方で、平成19年2月に厚生労働省宛に提出した「簡易水道事業統合計画書」において、今後統合簡易水道事業1件（4施設→1施設）と区域拡張事業5件の実施を打ち出しているが、財政事情の悪化と住民の合意形成が難航していることから、実施を見合わせている状況である。実施にあたっては料金改定による収益増が必須となると同時に、更なる財源の確保に努めなければならない状況にある。</p>														
経 営 課 題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: top;">課 題 ①</td> <td style="padding: 5px;">料金水準の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">資本費を含む管理運営費を全て料金収入で賄うことは困難なため、一般会計からの繰入により料金不足分を補てんしている状況である。今後類似団体の料金等を勘案しながら、料金改定の実施に向け計画策定に取り組む必要がある。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">課 題 ②</td> <td style="padding: 5px;">維持管理経費の削減</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">給水人口の割に簡易水道施設が多く、各施設の整備年度にもバラつきがあるため、更新時期を再確認しながら、効率的な維持管理方法を考え、経費削減に取り組まなければならない。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">課 題 ③</td> <td style="padding: 5px;">未収金の徴収対策</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">水道料金の徴収率は、平成20年度97.5%、平成21年度97.6%である。現在は、納入遅延者に対し、督促通知（毎月）や分納誓約の取り交わし、訪問集金などを実施しており、場合によっては給水停止措置も実施している。今後も一層強化して未収金の解消に努める必要がある。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">課 題 ④</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	課 題 ①	料金水準の適正化	資本費を含む管理運営費を全て料金収入で賄うことは困難なため、一般会計からの繰入により料金不足分を補てんしている状況である。今後類似団体の料金等を勘案しながら、料金改定の実施に向け計画策定に取り組む必要がある。		課 題 ②	維持管理経費の削減	給水人口の割に簡易水道施設が多く、各施設の整備年度にもバラつきがあるため、更新時期を再確認しながら、効率的な維持管理方法を考え、経費削減に取り組まなければならない。		課 題 ③	未収金の徴収対策	水道料金の徴収率は、平成20年度97.5%、平成21年度97.6%である。現在は、納入遅延者に対し、督促通知（毎月）や分納誓約の取り交わし、訪問集金などを実施しており、場合によっては給水停止措置も実施している。今後も一層強化して未収金の解消に努める必要がある。		課 題 ④	
課 題 ①	料金水準の適正化														
資本費を含む管理運営費を全て料金収入で賄うことは困難なため、一般会計からの繰入により料金不足分を補てんしている状況である。今後類似団体の料金等を勘案しながら、料金改定の実施に向け計画策定に取り組む必要がある。															
課 題 ②	維持管理経費の削減														
給水人口の割に簡易水道施設が多く、各施設の整備年度にもバラつきがあるため、更新時期を再確認しながら、効率的な維持管理方法を考え、経費削減に取り組まなければならない。															
課 題 ③	未収金の徴収対策														
水道料金の徴収率は、平成20年度97.5%、平成21年度97.6%である。現在は、納入遅延者に対し、督促通知（毎月）や分納誓約の取り交わし、訪問集金などを実施しており、場合によっては給水停止措置も実施している。今後も一層強化して未収金の解消に努める必要がある。															
課 題 ④															
留 意 事 項															

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%以上	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%以上	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		26,698.6	1,298.5	27,997.0
	補償金免除額		3,480.8	208.9	3,689.7
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融庫資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	簡易水道事業債		26,698.6	1,298.5	27,997.0
	合 計 (A)		26,698.6	1,298.5	27,997.0
※上記のうち (再掲)					
	合 計 (B)		0	0	0
	公営企業で負担するもの (A)-(B)		26,698.6	1,298.5	27,997.0

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
	合 計 (A)				
※上記のうち (再掲)					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

【旧公営企業金融庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
	合 計 (A)				
※上記のうち (再掲)					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融庫資金の別、年利別に記入すること。
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

年 度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		（計画前5年度）	（計画前4年度）	（計画前3年度）	（計画前々年度）	（計画前年度）	（計画初年度）	（計画第2年度）	（計画第3年度）	（計画第4年度）	（計画第5年度）
区 分		（ 決 算 ）	（ 決 算 ）	（ 決 算 ）	（ 決 算 ）	（ 決 算 見 込 ）					
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)	121	135	148	122	123	97	96	100	97	98
	(1) 営 業 収 益 (B)	76	86	84	78	65	69	69	73	73	73
	ア 料 金 収 入	75	76	80	70	58	65	65	69	69	69
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)										
	ウ そ の 他	1	10	4	8	7	4	4	4	4	4
	(2) 営 業 外 収 益	45	49	64	44	58	28	27	27	24	25
	ア 他 会 計 繰 入 金	40	44	38	28	27	16	15	14	11	11
	イ そ の 他	5	5	26	16	31	12	12	13	13	14
	2 総 費 用 (D)	100	103	112	107	102	103	93	91	89	89
	(1) 営 業 費 用	82	85	95	90	83	83	74	74	73	73
	ア 職 員 給 与 費	37	31	39	38	34	34	28	28	28	28
	ウ ち 退 職 手 当										
	イ そ の 他	45	54	56	52	49	49	46	46	45	45
	(2) 営 業 外 費 用	18	18	17	17	19	20	19	17	16	16
	ア 支 払 利 息	15	18	17	17	19	20	19	17	16	16
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息											
イ そ の 他	3										
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	21	32	36	15	21	-6	3	9	8	9	
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	256	23	236	310	128	21	52	26	27	30
	(1) 地 方 債	173		141	155	56	1	27			
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債										
	(2) 他 会 計 補 助 金	15	22	12	64	38	20	25	26	27	30
	(3) 他 会 計 借 入 金										
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金										
	(5) 国（都道府県）補助金	58		83	91	34					
	(6) 工 事 負 担 金	7									
	(7) そ の 他	3	1	0	0						
	2 資 本 的 支 出 (G)	277	42	264	282	185	34	56	31	37	41
	(1) 建 設 改 良 費	262	25	229	252	149	9				
	ウ ち 職 員 給 与 費										
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	15	17	14	24	23	25	56	31	37	41
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金										
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金			21	6	13					
(5) そ の 他											
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-21	-19	-28	28	-57	-13	-4	-5	-10	-11	

(単位:百万円, %)

年 度	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分										
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	0	13	8	43	-36	-19	-1	4	-2	-2
積 立 金 (K)	0	16	0	0	0					
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	12	11	7	15	58	22	3	2	6	4
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	12	8	15	58	22	3	2	6	4	2
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)			1	44	9					
実 質 収 支										
黒 字 (P)	12	8	14	14	13	3	2	6	4	2
赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	105	113	117	93	99	76	64	82	77	75
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	76	86	84	78	65	69	69	73	73	73
地方財政法による資金不足の比率 (R)/(S) × 100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)										
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)										
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)										
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 (T)/(V) × 100										
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)										
企 業 債 現 在 高 (X)	781	764	874	974	1,008	985	955	925	888	847

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分										
収 益 的 収 支 分	41	44	38	28	27	16	15	14	11	11
うち基準内繰入金	8	9	9	9	10	10	10	9	9	8
うち基準外繰入金	33	35	29	19	17	6	5	5	2	3
資 本 的 収 支 分	15	22	12	64	38	20	25	26	27	30
うち基準内繰入金	8	8	7	13	12	12	15	16	19	22
うち基準外繰入金	7	14	5	51	26	8	10	10	8	8
合 計	56	66	50	92	65	36	40	40	38	41

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
料金回収率 [※] (%)	64.8	63.6	63.5	52.8	46.8	50.8	43.6	56.6	54.8	53.1
資本費 (円又は%)	27	31	29	49	49	52	58	58	65	70
総収支比率(法適用) (%)										
経常収支比率(法適用) (%)										
営業収支比率(法適用) (%)										
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	105.2	112.5	117.5	93.1	98.6	75.8	64.4	82.0	77.0	75.4
繰入金比率	収益的収入分 (%)	33.1	32.6	25.7	23.0	22.0	16.5	15.6	14.0	11.3
	うち基準内繰入金 (%)	6.6	6.7	6.1	7.4	8.1	10.3	10.4	9.0	8.2
	うち基準外繰入金 (%)	27.3	25.9	19.6	15.6	13.8	6.2	5.2	5.0	2.1
	資本的収入分 (%)	5.9	95.7	5.1	20.6	29.7	95.2	48.1	100.0	100.0
	うち基準内繰入金 (%)	3.1	34.8	3.0	4.2	9.4	57.1	28.8	61.5	70.4
	うち基準外繰入金 (%)	2.7	60.9	2.1	16.4	20.3	38.1	19.2	38.5	29.6

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価^{※1}／給水原価^{※2}×100

※1 供給単価 (円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ)))／年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入[※]／汚水処理費[※]×100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	現状の料金については、メーター使用料及び一定使用水量までの基本料金、並びに超過使用水量分の料金により算出している。類似団体との比較によると、水道事業によりバラつきはあるが、現在の料金はほぼ平均からそれ以下とすることができる。今後料金改定に向けた実施計画の策定に取り組み、計画期間中の平成24年度に料金の見直しを実施したい。
2 他会計繰入金の見込み	水道未普及解消事業及び統合整備事業に多額の事業費を要しており、この事業に掛かった企業債等元利償還金の財源として、一般会計からの繰入を行っている。財政部局との取り決めにより、基準内と併せて、基準外繰入補助金の元利償還金も要求している。現状の施設を維持管理していく場合は、元利償還金は平成28年度以降はほぼ横ばい状態となる。ただし、現在実施を見合わせている簡易水道事業統合計画を本格化する際には、更なる財源の確保が必要となる状況である。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	簡易水道事業統合計画に基づく投資的事業計画はあるが、財政事情と住民の合意形成が難航していることから計画の実施を見合わせている状況である。また、資産売却等による収入見込みは無い。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	簡易水道への新規加入者として、中日本高速道路(株)から中央高速道路パーキングエリアへの給水協議があり、これまでの試算では推定最大使用水量が168m ³ /日、通年の一日平均使用水量が55m ³ /日となり、使用料収入は年額約2百万円を見込めることから、今後、積極的に給水区域の取り込みを図る。 なお、加入に伴い施設整備が必要となるが、整備費用については加入者側負担として、現在協議しているところである。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

一般会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	課題②	現在、簡水運営に5人の職員を配置しているが、平成21年度に2つの簡易水道施設整備事業(水道未普及解消事業及び統合整備事業)が完了し、施設数が減少したため、今後の人件費削減に向け事務職1名の削減を図っていく。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		職員の給与については、人事院の勧告等により国県に準じて運用しており、平成18年度から新給料表を摘要している。特別勤務、寒冷地等の特別手当やその他諸手当の廃止及び管理職手当の定額化を行い、人件費の抑制に努めている。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		他の地方公共団体や民間との比較を行う中で、総合的な見直しと点検をして行く。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		本市職員退職手当支給条例では退職時の特昇については規程がなく、国の基準に準じて退職手当を支給している。
◇ 福利厚生事業のあり方		平成22年度から、職員福利厚生会補助金を1/3に引き下げた。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題②	維持管理費等の縮減については、点検員の民間委託を始めとして経費節減に努めているところだが、水質検査などの法定事項を除き、必要最小限の支出に留め、対前年度比2%削減を目指す。施設台帳に基づく徹底管理と、集中的な現場調査による状況把握を行い有収率の向上に努め、更なる経営効率化に取り組む。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		施設の維持管理、水質検査、メーターの検針業務については、既に民間等へ委託しているが、指定管理者制度やPFIの活用については考えていない。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	課題①	水道料金は独立採算により、事業運営の経費を賄うものでなければならないと思われるが、住民生活に大きな影響を及ぼすものであることから、住民の十分な理解が得られるよう、最大限の経費削減に取り組んだ上で、実施しなければならない。しかしながら、今後は少子高齢化による人口減、また節水技術の向上に伴う使用量の減少により給水収益の減少が想定され、現行の料金水準では経営が維持できない状況は明らかである。このことから、料金改定の実施は必須であり、経費削減と平行して類似団体との比較等により料金水準の決定に向けて着実に準備を進めていきたい。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		市広報紙及びホームページ等により情報公開を実施。
○ 行政評価の導入		平成19年から行政評価制度(事務事業評価(事後))を取り入れ、総合計画において設定された数値目標に対し、事業の達成・進捗状況を市役所内部の職員等で構成する行政評価委員会にて評価・対応協議をしている。今後は、市民を交えた事業仕分け等の導入も視野に入れるなど取り組みを強化していきたい。
4 その他	課題③	現状の未収金対策としては、納入遅延者に対し、督促通知(毎月)や分納誓約の取り交わし、訪問集金などを実施しており、場合によっては給水停止措置も実施している。今後は、本市の市税等滞納者データ共有検討会を通じ、関係課と連携して未収金の解消対策に努める。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減等)については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	経営の更なる合理化・効率化を推進し、計画期間中に経費の5%削減を目標とする。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	料金については、計画期間中の平成24年度に料金改定を行い値上げを実施し、適正な受益者負担を課すことによって一般財源の確保及び適正な維持管理業務推進による経費削減、繰入金の適正化を図り健全経営を目指す。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	一般会計等からの繰入金については、建設改良に充当する企業債の支払利息及び元金償還への基準外繰入金を実施しているが、人件費（1名減）や維持管理費の削減（対前年度比2%減）を図り、簡易水道経営の安定化を図り一般会計からの基準外繰入金の軽減に努める。
4 その他	機構改革等はなし。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【新規計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年度 実績	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	計画合計
	累積欠損金比率	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	企業債現在高	781	764	874	974	1,008		985	955	925	888	847	

【収入の確保】														
課題①	料金改定率									10				
	改善効果額(料金の適正化)									4	4	4	12	
課題③	未収金の徴収対策							1	1	1	1	1		
	改善効果額													
	一般会計負担金の額													
	改善効果額(負担金の確保等)													
	資産の有効活用													
	改善効果額(収入増額)													
	その他()													
	改善効果額													
【経費の削減】														
課題②	職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)													
	改善効果額													
	給与水準													
	改善効果額													
	その他()													
	改善効果額													
課題②	維持管理費等													
	改善効果額(適正化)													
	工事コスト													
	改善効果額(縮減額)													
	その他()													
	改善効果額													
注 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。							計画前5年間改善効果額 合計	0	改善効果額 合計 A				12	
													<参考>補償金免除額(旧資金運用部資金)	4

② 経営状況

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	10.7	10.4	10.1	8.0	7.9	7.8	7.7	7.7	7.7	7.6
年間総有収水量 (千m ³)	1,134	1,062	1,062	849	836	821	818	815	812	808
公称施設能力 (m ³ /日)	5,035	5,035	4,960	4,275	4,323	4,323	4,323	4,323	4,323	4,323
1日最大配水量 (m ³ /日)	5,524	5,593	4,845	3,975	4,201	4,128	4,111	4,095	4,078	4,062
最大稼働率 (%)	109.71	111.08	97.68	92.98	97.18	95.48	95.10	94.71	94.33	93.96
供給単価 (円/m ³)	65.96	71.44	75.67	82.01	70.04	79.14	79.45	84.68	85.03	85.36
給水原価 (円/m ³)	101.83	112.30	119.18	155.28	149.51	155.84	182.13	149.73	155.26	160.82

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

<p>【統合計画の概要】 大月市で管理している水道事業等については、全て事業統合を行い、東部地域広域水道事業に一本化する。</p> <p>【実施スケジュール】 平成19年度から平成28年度(平成29年3月)までを目途に全ての水道事業等を東部地域広域水道事業に事業統合する予定とする。</p>
